農地を売りたい・貸したいと希望される方

（農地所有者及び相続権者等）

農業委員会では、農地を所有されている地権者等から農地を売りたい・貸したいと希望があった場合、地域の農業者に引き受けてもらうよう活動を行っています。

そのため、希望される農地所有者等につきましては、下記内容をご確認の上、申込み下さいますようお願いします。

【農地の売買・貸借に関する条件等】

**１．農地売買を希望される場合（所有権の移転の場合）**

①売買価格は依頼農地周辺の相場であること

　②未相続農地の場合には、相続の手続きがスムーズにできること

　　＊相続できない場合、最終的に農業者へ売買ができないため

　③抵当権設定がなされていないこと

　　＊抵当権が設定されている場合、抹消等の手続きが行えること

**２．貸し借りを希望される場合（貸借を目的とする権利の設定を行う場合）**

　①農地所有者等及び耕作農業者には、３年以上の貸借契約が条件

　　＊農業者が生産安定を図るための、一定期間を確保するため

　②小作料の設定は、地域相場で対応すること

　③未相続農地である場合には、相続権者の同意が取れる状態であること

　　＊貸借契約の場合、法律で相続権を有する者の２分の１を超える同意が必要になるため

**３．共通事項**

①申込農地と同作物を耕作する農業者、隣接耕作者や隣接農産物等と同等

経営を行う農業者を優先

②耕作可能な農業者が複数いる場合には、担い手農業者を優先

③農機具等の進入路が確保できていること

　＊農機具の進入路を確認するため現地調査の実施

④農業経営基盤強化促進法及び農地法第３条のいずれかで、申請が行えること

⑤依頼された農地が耕作放棄地の場合には、現地確認の同行を依頼することが

あるため対応できること、また、要因を説明できること

⑥上記要件について、必要事項が生じた場合には誠意をもって対応していただ

きたい

【お願い】

＊農地の売買等の相談があった場合には、現地調査を必ず行います。**そのため、農地の条件によってはご希望に沿わないこともありますので、ご了承下さい。**

＊上記活動は、できるだけ希望に沿うよう市農業振興課と連携した活動を行います。そのため、市への情報提供にご理解下さい。

**◆詳しくは、串間市農業委員会事務局（TEL ：0987-72-1111）へお問い合わせ下さい。**

農地を買いたい・借りたいと希望される方

（農業者用及び新規就農者等）

農業委員会では、農地を買いたい・借りたいと希望された場合、農地調査を行い、希望される方へ農地照会を行っています。

希望される農業者につきましては、下記内容をご確認の上、申込み下さいますようお願いします。

【農地の売買・貸借に関する条件等】

**１．農地売買を希望される場合（所有権の移転の場合）**

①売買価格は農地周辺の相場であること

**２．貸し借りを希望される場合（貸借を目的とする権利の設定を行う場合）**

　①農地所有者等及び耕作農業者には、３年以上の貸借契約が条件

　　＊農地所有者への急な返還を防止するため

　②耕作放棄地とならないよう、継続した耕作ができること

　③小作料の設定は、地域相場で対応すること

**３．共通事項**

①農地中間管理権・農業経営基盤強化促進法・農地法第３条などのいずれ

かで、申請を行えること

②耕作条件を確認のため、現地立会いができること（複数回あり）

③上記要件について、必要事項が生じた場合には誠意をもって対応してい

ただきたい

【お願い】

＊優良農地のほとんどは、すでに農業者が耕作されている場合が多いことから、**農地の条件によってご希望に沿わないこともありますので、ご了承下さい。**

**（耕作放棄地を中心にご相談することもあります）**

＊上記活動は、できるだけ希望に沿うよう市農業振興課と連携した活動を行います。そのため、市への情報提供にご理解下さい。

**◆詳しくは、串間市農業委員会事務局（TEL ：0987-72-1111）へお問い合わせ下さい。**